

総合型地域スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「NPO法人FCV総合型地域スポーツクラブ」(以下クラブという。)と称する。

(目的)

第2条 クラブは、岐阜県可茂地区及びその周辺に在住する子供から大人までのすべての住民のスポーツ活動を奨励し、会員の健康保持増進と競技力向上を図るとともに、地域に根ざしたスポーツ環境提供、まちづくりに寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 前条の目的を達成するために、次にあげる事業を行う。

- (1) スポーツクラブの運営事業
- (2) スポーツ教室の開催事業
- (3) スポーツ大会・イベントの開催事業
- (4) スポーツ指導員・審判員の育成事業
- (5) スポーツ施設の管理・運営事業

第2章 会員

(種別)

第4条 クラブ会員は下記の者で構成される

- (1) 一般会員 (クラブに入会した個人)
- (2) 団体会員 (クラブに入会した団体)

(入会資格)

第5条 クラブ会員の入会は、特に条件を定めない。

(会費)

第6条 クラブ会員は、NPO法人FCVが指定する年会費及び月会費を納入しなければいけない。

(退会)

第7条 退会は本人の自由とする。年度途中であっても年会費は返還しない。

(除名)

第8条 クラブ会員が下記に該当する場合は、NPO法人理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法人定款及び、この規則に違反したとき。
- (2) 法人またはクラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員、役員会

(役員)

第9条 クラブの役員はNPO法人FCVの理事とする。

(役員会)

第10条 役員会は理事長が招集し、議長を決める。

- ・本規約の変更、会費、重要な案件は役員会で決議し、NPO法人理事会で承認を得ることとする。

第4章 会計

(資金)

第11条 クラブの資金は以下のものとする。

- (1) 年会費
- (2) 月会費
- (3) 助成金
- (4) その他

- ・資金はNPO法人が管理する

第5章 事故の責任

(事故)

第12条 事故とは、クラブ会員および指導者が練習または試合中、その他クラブの活動目的のために活動していた時における事故をいう。

(責任)

第13条 クラブ会員は、クラブの活動に際しては、この規約及び指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。盗難、傷害などの事故が起こっても、クラブ及び指導者などに対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第14条 クラブ会員及び指導者は原則として、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害をはじめ、一切の事故についてはスポーツ傷害保険の対象範囲でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については、クラブでは一切の責任を負わない。

第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第15条 クラブが得た会員の個人に関わる情報は、法人またはクラブの運営に関する事項以外に使用してはならない。

第7章 雑則

(細則)

第16条 この規約の施行について必要な細則は、役員会で決議し、法人理事会の承認を得て、理事長がこれを定める。

(改廃)

第17条 この規約は、役員会で決議し、法人理事会の承認により改廃するものとする。

附則

1 この規約は、平成24年10月30日より施行する。